

毎週火・金曜日発行(但休日当る  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可)

(翌日)

# 鳥取県公報

目次  
◆県議会規則 鳥取県議会議事事務局規則

## 県議会規則

鳥取県議会議事事務局規則を次のとおり定める。

昭和三十八年四月十六日

鳥取県議会議長 竹 中 ・ 栄

鳥取県議会議事規則第三号

鳥取県議会議事事務局規則

(通則)

第一条 鳥取県議会議事事務局(以下局という。)の組織に  
関しては、法令その他に定めるものの外この規則の定  
めるところによる。

(組織)

第二条 局に次の課、室を置く。

総務課  
議事課  
調査課  
図書室

(職員)

第三条 局に次の職員を置く。

事務局長(以下局長という)  
課長 補佐  
室長  
調査員  
主事  
主事  
技師 補  
主事 補  
技師 補  
衛生師 補  
視

